

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.40

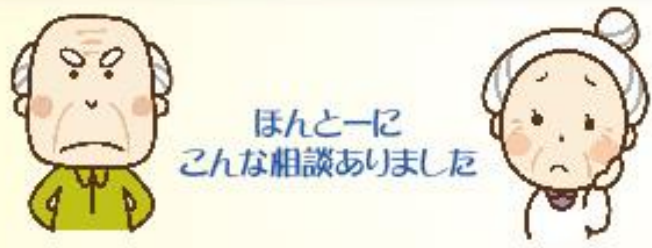
発行：東濃西部広域行政事務組合

賃貸住宅トラブル

年度末を迎えるこの時期は、転勤や子供の進学など、賃貸住宅の契約の機会が増える時期です。消費生活相談では、賃貸住宅のトラブル、特に、退去時の費用負担について、「高額請求を受けた！」との相談が多く寄せられています。

たばこの焦げ跡や落書きといった、借主の不注意・原因による汚れは、借主に原状回復義務があります。一方、経年劣化による汚れなどについては、回復費用を支払う必要はありません。詳細は、国土交通省が公表している「原状回復に関するガイドライン」を参考にしましょう。

退去時のトラブル予防として、入居時に、始めから傷や汚れがないか大家と一緒に確認し、写真に収めておくといよいでしょう。



親せき宅に遊びに行き、近くのコインパーキングを利用した。出入り口の看板に、「1日料金最大900円」と書いてあった。3日後、料金精算すると、3000円ぐらいだと思っていたのに15000円請求された。看板を確認すると、小さな字で「2日目以降は1時間300円」と書いてあった。分かりにくい表示で気が付かなかった。

コインパーキングは、そもそもコインで精算できる程度の短時間利用が想定されています。長時間駐車する場合には、駐車場に入れる前に、いったんクルマを降りても、入口付近や精算機付近にある詳細案内で、課金その他の利用条件を確認しておきましょう。

1月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■	24件
訪問販売	■■■■■	6件
訪問購入		0件
通信販売	■■■	20件
連鎖販売	■■	2件
電話勧誘	■■■	3件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■	2件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。 時間/10:00~16:00 相談料/無料
相談/原則予約制 予約/住民登録地の窓口
※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業